Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ヘンリー・カボット・ロッジの民族観 : 識字テストによる南・東欧系移民の入国規制をめぐって
Sub Title	The racial ideology of Henry Cabot Lodge : his use of literacy tests as exclusionary measures against Southeastern European immigants
Author	山本, 英政(Yamamoto, Hidemasa)
Publisher	三田史学会
Publication year	1993
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.62, No.4 (1993. 3) ,p.137(519)- 158(540)
JaLC DOI	
Abstract	I have long been interested in the history of Japanese immigration to the United States and even more particularly in the question of how the Japanese were, in 1924, eventually excluded by U. S. federal law from immigrating there. In this connection I have also had an interest in Henry Cabot Lodge, a congressman from Massachusetts whose support of this exclusionary policy was decisive in its becoming law. In this paper, however, I discuss the related issue of his racial attitudes towards Slavic and Latin nationals immigrating to the U.S. At the turn of the Twentieth Century, the influx of laborers from southeastern Europe became a major issue in the urban, industrial areas of the northeastern United States. Among those who feared that this influx would lead to a national crisis was Henry C. Lodge. As a lawmaker, he attempted to reduce the number of those arriving by frequently introducing bills that would restrict immigration by the use of "Literacy Tests". This paper attempts to clarify the factors leading Lodge to favor the anti-immigration policy. It also focuses on the enthusiastic battles waged by Lodge in Congress to enact such legislation during the terms of three presidents, who considerd the measure discriminatory and sought to stop its passage with their veto authority. It is my hope that this study will add not only to the general understanding of the history of U.S. immigration policy, but also that it will be of interest to historians concernd with Henry C. Lodge in the above mentioned context.
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19930300-0137

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって 保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

、ンリー・カボット・ロッジの民族観

――識字テストによる南・東欧系移民の入国規制をめぐって―

はじめに

かけてアメリカのワスプ的な伝統を維持しようとするネかけてアメリカ合衆国では、一九世紀末から二○世紀初頭にわたる内・外政の変革期に、移民の存在が社会問題とした。この時期の産業界に、大量な労働者の需要が起こった。こうした状況を背景になる業が現れて生産量を破格に増大させ、それに伴ってな企業が現れて生産量を破格に増大させ、それに伴って大量な労働者の需要が起こった。こうした状況を背景になって来たこのスラヴ・ラテン系の移民集団は、一八八やって来たこのスラヴ・ラテン系の移民集団は、一八八を代から入国する割合を高め、一八九○年代には入国をされた巨大を企業が現れて生産量を破格に増大させ、それに伴ってな企業が現れて生産量を破格に増大させ、それに伴ってな企業が現れて生産量を破格に増大させ、それに伴ってな企業が現れて生産量を破格に増大させ、それに伴ってなる業が、場合では、一九世紀末から二○世紀初頭にアメリカ合衆国では、一九世紀末から二○世紀初頭にアメリカ合衆国では、一九世紀末から二○世紀初頭に

め、その実態は一九〇一年から一九二〇年までの一、二同移民集団は九〇年代にも増してその入国率をさらに高イティヴィズム運動を引き起こした。二〇世紀に入ると山 本 英 政

のである。

五〇万人強の移民入国者の内、七五パーセントも占めた

対する民族観を検証するのが目的である。 対する民族観を検証するのが目的である。 があ。彼らの高い文盲率に注目してロッジは、その入国 をきびしく制限する目的で「識字テスト」案を準備し、 それを移民法に加えるために議会活動を行った。本稿は、 それを移民法に加えるために議会活動を行った。本稿は、 その入国 がする民族観を検証するのが目的である。

一三七(五一九)

ところで一九一七年に制定されるテスト条項は、文盲

ンリー・カボット・ロッジの民族観

リカの移民政策に大きな転機をもたらしたのである。 系移民にとっては一層差別的な法の制定を導いて、アメ られる「国別による移民の割り当て制」という南・東欧 項の成立は以後一九二一年、さらには一九二四年に定め 神」を覆すこととなった。こうした性格をもつテスト条 を擁護するアメリカの伝統的な移民受け入れ政策の「精 初等教育の有無を移民受け入れの基準としたことによっ 者の入国を禁じたことで、すなわち表現をかえていえば、 れなかった人々、成功する機会に恵まれなかった人々」 それまでの「母国で、生きる上で十分な権利を得ら

要することになるが、 たちの行動にあった。これら大統領たちの拒否権の行使 についての検討は、本稿の対象領域に入っている。 わたる条項の承認を、その都度拒否権で反対した大統領 さて当テスト条項は成立に凡そ四半世紀の長い期間を その最大の原因は議会での四度に

それぞれの見解を比較検討して、 察し、そして識字テスト条項に関する議会での審議で、 彼の生まれ育ったボストンの移民問題を、つぎに南・東 その支持者であるロッジと不支持に回った大統領たちの 欧系移民による労働と同化の問題に対する彼の主張を考 本論では、 はじめにロッジの移民観を把握するために 論題の解明に当たりた

> であると考えるからである。 として紙面を改めて論証しなければならない別のテーマ の成立に与えた影響については、筆者の今後の研究課題 様相が展開されたのであり、これらの対立や提携が条項 さらには外部の圧力団体の利害なども反映され、複雑な 両論では議会内、そして政党間に意見の相違が見られ、 併せて確認しておきたい。というのも同条項への賛・否 過程に関する詳細な検討は本稿の目的ではないことも、 ならなかったことからである。また、テスト条項の成立 条項についての議会審議でこれらの問題は論議の対象と きたい。その理由は同移民への非難にロッジがこれら二 治の問題は本稿の対象となっていないことを明示して いと考える。その際に、 つの事項をとり上げた事実がないこと、さらにはテスト 南 東欧系移民の宗教と都市

る。 民の主体性や社会への貢献を証明する研究がなされてい の対象として扱われてきた彼らの存在を問い直して、移 非同化性への非難、そして労働界や都市政治の場で搾取 さて、最近わが国ではアメリカ移民に関して、 彼らの

れ育ち、 ここでとり上げるロッジはボストンの特権階級で生 国政に影響力をもった人物である。 移民の人格

な一面をより理解する一助となると考えるのである。とと併せ、世紀転換時期のアメリカ社会がもつ特徴的されるべき識字テスト条項が、どのような背景の下で彼されるべき識字テスト条項が、どのような背景の下で彼いような立場の人間の目に南・東欧系移民がどのようにや役割が、ともすると軽視されがちだった当時、ロッジや役割が、ともすると軽視されがちだった当時、ロッジ

今までロッジは、南・東欧系移民との係わりで論じらかな紙面を割いているに過ぎない。 Lodge, A Biographyのなかで、このことに関してはわずジョン・A・ギャラティーでさえも著書、Henry Cabotのましたは余りなかった。ロッジ研究の第一人者であるかな紙面を割いているに過ぎない。

の動機になっているのである。 ところでヘンリー・C・ロッジといえば、アメリカやの の動機になっているのである。 ところでヘンリー・C・ロッジといえば、アメリカ史 の動機になっているのである。 ところでヘンリー・C・ロッジといえば、アメリカ史

ヘンリー・カボット・ロッジの民族観

(1) 識字テスト条項の議会成立についての研究としては、 「アメリカの外交政策」、一二二ー二七ページが挙げられ 「Example (Boston: Ginn And Co., 1926), pp. 156-70 があり、人種 主義的な同条項の性格を論じた研究としては、斎藤真他、 主義的な同条項の機会成立についての研究としては、

くなった。

「一九二一年に成立した法では、一年間にアメリカへ入口統二の年の人口統計が用いられ、また割り当て率は二パーが出力の人口統計が用いられ、また割り当て率は二パー総数の三パーセント以内とされた。一九二四年には一八メリカの人口統計に従って、居住している各国の出身者は、一十二一年時点より南・東欧系移民の数が少ない)のアーカニー年に成立した法では、一年間にアメリカへ入した。

- の政治票の影響を早くから認識して移民票の否定より、実の中でロッジは、アイルランド人をはじめとする移民移民が容易にアメリカ市民権を得て政治に参加できる現る民が容易にアメリカ市民権を得て政治に参加できる現

はじめた。 リカ社会に同化できる民族として一八九○年頃から認め リッシュには現実的、且つ政治的に対応し、彼らをアメ 配慮があった。彼は地方政治で力をもちはじめたアイ 住むカソリック教徒であるアイルランド人の政治票への かった理由もボストン、及びマサチューセッツ州に多く それの獲得に努める。彼が反カソリックの行動をとらな

- (♥) John A. Garraty, Henry Cabot Lodge, A Biography, (New York: Alfred A. Knopf, 1965), pp. 141-45
- な影響力を及ぼした。以後、日本人は一部の例外を除い を招集して他の議員たちを説得し、当条項の成立に多大 なかった。しかし同条項の不成立を希望した埴原大使の 面的な禁止を試みる当排斥条項は容易には成立しそうに 会議、executive meeting(会議の記録は残っていない) て、一九五二年までアメリカへの入国は禁じられる。 書簡をアメリカへの内政干渉と受けとったロッジは秘密 排日派の議員が少なかった上院では、日本人移民の全

一 ボストン・ブラーミンと移民問題

をもっていたのがブラーミン (Brahmin) と呼ばれる であり、そしてこの地方の社会的な指導者として影響力 知識人たちだった。オリヴァー 人々で、彼らはワスプ上流階級の出で、自他共に認める ニューイングランド地方は常にアメリカの文化の中心 W・ホームズは、こう

> 層の名声を得ていた。 地方の中心であるボストンのブラーミンたちは、より一 New England"といっていたほどである。なかでもこの した土地柄をやや散文的ではあるが "Brahmin Caste of

をハーヴァードに教師として迎えたほどである。(*)家としてのロッジの将来に期待をよせ、一八七七年に彼 もその教えに従って歴史学に没頭した。アダムスは歴史 彼の持説であるゲルマン淵源論を以って教示し、ロッジ リー・アダムスは後に同校で歴史学を専攻するロッジを、 なかでもハーヴァード大学で教職に就いていたヘン なボストンのブラーミンとして成長していったのである。 his local parentage"と形容したように、ロッジは典型的 ロッジをある知人は、"Boston incarnate", "The child of して金融界で大きな力をもっていた。その後成人した 方のカボット家はニューイングランドでも屈指の富豪と れた。彼の父母両方の家系は商業で財を築き、ことに母 ロッジの人格形成には周囲の人々が影響を与えたが、 ヘンリー・C・ロッジは一八五〇年にボストンで生ま

改革に情熱を燃やした。歴史学者か政治家か、 ル・リパブリカン運動に加わり、グラントの腐敗政治の 一方、この頃政治にも興味をもったロッジはリベラ

るまで連続して六期上院議員をつとめたのである。 その後外交委員長などの要職につき、一九二四年に没す下院議員を経て一八九三年に上院で当選したロッジは、党から州議会議員となり、後年には国政に参加していく。 択で、政治により引かれていった彼は一八八〇年に共和

なった。 さて、ボストン市にはニューヨーク市と並んでヨーさて、ボストン市にはニューヨーク市と並んでヨーさて、ボストン市にはニューヨーク市と並んでヨーさて、ボストン市にはニューヨーク市と並んでヨー

表的な風潮は高まっていった。 以前はイギリス文化を基調とした生活様式が市民の間以前はイギリス文化を基調とした生活様式が市民の間という。 が大の上陸はつづき、ボストン育ちの住民間にはアイルランド人の上陸はつづき、ボストン育ちの住民間にはアイルランド人の上陸はつづき、ボストン育ちの住民間にはアイルランルがの上陸はつづき、ボストン育ちの住民間にはアイルランド移民を対極に置いた連帯感、言葉をかえていえば、ワスプ的な共同意識が強まり、イギリス文化を基調とした生活様式が市民の間以前はイギリス文化を基調とした生活様式が市民の間

> る。 (12) の経済界でむしろ歓迎され、積極的に導入されたのであし、そのため市民の感情とは裏はらに移民労働者は同市し、そのため市民の感情とは裏はらに移民労働者は同市ところがボストンでは製靴、制服などの製造業が発展

ボストンではアイルランド人問題で生まれた外国移民への嫌悪感は、一八七〇年代から流入しはじめたフランス系カナダ人にも向けられ、八〇年代になると南・東欧ス系カナダ人にも向けられ、八〇年代になると南・東欧人の内の五人弱に一人の割合を占めるようになった。一八八五年までに同市の人口の六三パーセントが移民かその子供たちで構成され、市内にはイタリア系やポルトガル系、ユダヤ系の民族社会が点在するようになった。この頃にはブラーミンの牙城ボストン市政も彼らの手を離れて、移民票をたくみに動員するアイルランド人によって支配されたのである。

と出生率を調査して、近年の大量な移民の流入によって制を自著のなかで訴えて注目を集めた。彼は国内の人口学の経済学者フランシス・ウォーカーは、彼らの入国規に対する排斥の先鞭をつけた。マサチューセッツ工科大こうした状況に、二人のブラーミンが南・東欧系移民

ヘンリー・カボット・ロッジの民族観

(五二四

たのである。 囲で起こるなか、ボストン市内にもワスプ的伝統の維持 リックを標榜するネイティヴィズム運動が国内の広い範 働と同化の問題に焦点を合わせて同移民を非難しはじめ はじめとするチュートン学者たちから、在学中ワスプ優 八〇年代にハーヴァード大学でローウェル、ノートンを 限同盟によって頂点に達していった。同組織は一八七〇、 斥の勢いは、一八九四年にボストンで設立された移民制 たちによってつくられた。そして南・東欧系移民への排 を目的としたいくつもの愛国同盟的な組織がブラーミン 越主義の影響を受けた卒業生たちによって結成され、労]を反映するためのスポ 八八〇年代の後半から反南・東欧系移民、 ロッジは、 政治の場で同盟の移民制限の意 ークスマン的な存在として、 反カソ

南・東欧系移民の排斥を行ったのである。市に支部を設けて最盛期には六七〇人もの会員を擁して、員の知名度を利用して有力な圧力団体となり、他の諸都員の知名度を利用して有力な圧力団体となり、他の諸都成時から主要なメンバーとなった。その後、同盟は著名成時から主要なメンバーとなった。その後、同盟は著名

である。 呼び寄せられる移民の異質な文化の存在に悩まされたの 化の各領域で絶大な力をもっていたブラーミンたちは、 響力をもつようになった。従来は経済、 彼らの経済力は国の繁栄の象徴だった。 幹産業を、経済的に支えていたのはブラーミン層であり、 かり立てる一つの大きな要因として、社会に於ける彼ら 企業家のつくる富に圧倒され、政治力を殺がれ、企業に りか、彼らは移民を巻き込む都市政治の場でも大きな影 なるとアメリカ社会の経済を支配していった。そればか と共に現れた新興の企業家たちは、ことに南北戦争後に イングランド地方の鉄道事業や繊維業といった国家の基 の失地回復の試みを指摘しておきたい。以前は、 ところで、ブラーミンたちをこのように移民の排斥へ 政治、そして文 しかし産業革命 ニュー

に於いて、遠くは火や言語、近くは火薬や印刷術の発明ロッジは歴史家の目で産業革命を文明に与える影響力

る。

輩、と見下していた。
たちを、金儲けのみに専念して社会的な責任を負わないたちを、金儲けのみに専念して社会的な責任を負わないその反面では他のブラーミンたちと同様に新興の企業家に比肩する歴史的な重大事として高く評価した。しかし

移民問題を解決し得る有効な施策と、彼は考えたのであ ロ・サクソンの民族性を維持することこそがアメリカの がために移民を歓迎してこなかった。」と述べ、アング されてきた由来をピューリタン文化の影響に求めて、 なかでニューイングランド地方で民族的な単一性が重視 情が、ブラーミンたちにあったことは十分に察せられる。 顧的に社会的な影響力と地位の回復を試みようとする心 び制度的に新たな方向へ向かう変革期に際して、一種回 いった。産業構造の変化に伴いアメリカ社会が質的、及 危機としてブラーミンの間で認識されるようになって 的な民族集団によるアメリカ社会の変質という国家的な る状況下で、ボストンの移民問題はそのまま、非ワスプ 九〇年代には南・東欧系移民の入国が際立って盛んにな 並んで多くの移民人口を抱える都会へと変貌した。一八 「選民思想は、(英国系の)民族の誇りや純血を重んじた ロッジは一八九一年にエッセイ Bostonを著し、その 世紀転換時期のボストンは、ニューヨークやシカゴと

の彼らの存在に求めたのである。すると共に、不況時の労働問題の原因を、労働者としてロッジは、民族問題の観点から南・東欧系移民を批判

註

- (6) 一九世紀半ばから一九二〇年代に至るニューイングラ(6) 一九世紀半ばから一九二〇年代に至るニューイングラ
- (~) Edward G. Lowry, "The Very Best Butter" The New Republic, vol. 28, (Sep. 21, 1921), p. 101; Alden Hatch, The Lodges of Massachusetts, (New York: Hawthorn Books. Inc., 1973), pp. 1-8; "The Many-Sided Republican Floor Leader of The Senate", Current Opinion, (May, 1922), p. 611; Mark Sullivan, "Henry Cabot Lodge, A Massachusetts Institution", The World's Work, (Sep. 1922), pp. 474-75.
- (8) Henry C. Lodge, "American History" in A Frontier Town and Other Essays, (New York: Charles Scribner's Sons, 1906), p. 215; Henry C. Lodge, Early Memories, (New York: Charles Scribner's Sons, 1913), p. 263, pp. 315-16. ビーコン・ヒルに豪邸を構えたロッジ家には周辺に住む各界の著名な人々が出入りした。そのなかにはジョージ・バンクロフトやフランシス・パークマンなど

ヘンリー・カボット・ロッジの民族観

献を著した。 耐高名な歴史家もいて、彼らのアングロ史観はロッジにの高名な歴史家もいて、彼らのアングロ史観はロッジはアシン・レビュー誌のエディターをつとめ、歴史家を目指した。彼の代表的な著書を幾つか挙げると、Short History of the English Colonies in America: Life of Alexander Hamilton た。彼の代表的な著書を幾つか挙げると、Short History of the English Colonies in America: Life of Alexander Hamilton その他ジョージ・ワシントン、ダニエル・ウェブスター、その他ジョージ・ワシントン、ダニエル・ウェブスター、その他ジョージ・ワシントン、ダニエル・ウェブスター、その他ジョージ・ワシントン、ダニエル・ウェブスター、た。彼の代表的な著書を幾つか挙げると、Short History of the English Colonies in America: Life of Alexander Hamilton その他ジョージ・ファントン、ダニエル・ウェブスター、アメリカボの代表的な著書を幾つか挙げると、Short History of the English Colonies in America: Life of Alexander Hamilton をして自分の管祖父で建国期に上院議員を務めたジョーをの他ジョージ・ファントン、ダニエル・ウェブスター、アメリカ文化への貢書でロッジは英国文化の称替とそのアメリカ文化への貢書では、Mind Life of Alexander Hamilton を見いる。 これらの責書でロッジは英国文化の称替とそのアメリカ文化への貢書では、Mind Life of Alexander Hamilton を見いる。 これらの責書でロッジは英国文化の称替とそのアメリカ文化への貢書では、Mind Life of Alexander Hamilton を見いる。 これらの著書でロッジは英国文化の称替とそのアメリカ文化への貢書では、Mind Life of Alexander Hamilton を見いる。 これらの著書でロッジは英国文化の称替とそのアメリカ文化への資書では、Mind Life of Alexander Hamilton を見いる。 Mind Life of Alexander Hamilton を見りませる。 Mind Life of Alexander Hamilton を見いる。 Mind Life of Alexander Hamilton を見いる。

- 5) Early Memo., pp. 32-34; Mass. Inst., p. 472.
- E問題については、本書を参照。 Rarvard Univ. Press, 1959), p. 11, pp. 48-49, p. 52, pp. 57-59. 一八五〇年までに市内のアイルランド人々口は三万五千を数えた。一九世紀後期までのボストン社会の移民問題については、本書を参照。

- (12) Ances. Immi., p. 68.
- (\(\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tin\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text
- (当) Isaac A. Hourwich, *Immigration And Labor*, (New York: Arno Press and The New York Times, 1969), p. 251; *Ances. Immi.*, pp. 77-81.
- べき、と考えていた。しかし移民の増加で、もはやそう信じ、外来者へもアメリカ人と同等の権利が付与される移民がアメリカのアングロ的な文化に触れ同化されると(15) 移民の数が問題とならなかった頃、ブラーミンたちは

111, pp. 122-28. を参照。の事に関しては、Ances. Immi., pp. 6-7, pp. 104-5, p.持のために排他的で保守的な行動へと傾いていった。こした寛容さは消え、彼らは伝統的なアングロ的社会の保

- 16) Henry C. Lodge, "City Of Boston", in The Democracy Of The Constitution And Other Addresses And Essays, (New York: Books For Libraries Press, INC., 1915), pp. 40-41; "The Independent Spirit Of The Puritans", in Speeches, (Boston and New York: Houghton Mifflin And Co., 1892), p. 9. 革新主義時代に名士や知的指導者たちに起こった地位の変化については、Richard Hofstadter, The Age of Reform, (New York: Alfled A. Knopf, 1956), pp. 148-72. を参照。
- 書で綴った。 And Co., 1891), pp. 204-5, pp. 223-24. ロッジはニューイングランド人の中から学術、文化を担う人物が生れ、イングランド人の中から学術、文化を担う人物が生れ、(1) Henry C. Lodge, Boston, (London: Longmans, Green,(17)

三 ロッジの南・東欧系移民問題

多くが上陸後に北東部や中西部の主要都市へ入っていっは、彼らが工業労働に不慣れな非熟練の労働者で、その族的な見地から批判した。ところでこの移民集団の特色ロッジは、南・東欧系移民を労働問題の側面、及び民

たことにある。

界は賃金低下に悩んでいると指摘した。 (3) 生れや北・西欧系) 労働者の職を奪い、全体として労働 い賃金の実現には、余剰な労働力を排除しなければなら 捉えていた。彼は労働市場での失業問題の解決、及び高 指し、具体的にはこのことを労働者の高賃金獲得として 南・東欧系移民が、賃金カットに反対する旧(アメリカ る。さらに彼は、企業家側の提示した低賃金を甘受する 状態にあると、過度な移民の流入をロッジは批判してい 民総数の約四七パーセントに当る、二六〇万人程が失業 し寄せ、一八八六年時点では過去一四年間に入国した移 は、この時期の移民が年平均四○万という大量な数で押 移民の流入が労働界に与えた問題点を指摘した。そこで の国務省の統計を用いて論文を書き、そのなかで当時の 二度の経済不況期を含む一八七三年から一八八六年まで ないとの考えから、移民制限の必要性を説いた。彼は、 るために、その一方策として豊かな国民生活の実現を目 ロッジは、アメリカを世界一の近代国家へと発展させ

八九三年まで年間平均で約五〇万人の移民が入国するこは積極的に移民労働者を導入しはじめた。そのために一一八八七年に経済不況が沈静化に向うと、企業家たち

とになったのである。一八九〇年代には大恐慌に見舞われたために全般的に移民の数は、八〇年代に比べて約二割減の三七〇万余りにとどまるが、しかしその一方で増えたのである。そして彼らに対して五三パーセントにもけてさらに高まるのは、一八九三年からはじまる大不況けてさらに高まるのは、一八九三年からはじまる大不況につさらに高まるのは、一八九三年からはじまる大不況を働組合から非難を浴び、労働界で孤立していったのである。

知な法の制定を求めたのである。 に出稼ぎ移民を十分にとり締まれないのを不満とし、有 が、故国へもち帰ってしまう彼らを、ロッジは「渡り が、故国へもち帰ってしまう彼らを、ロッジは「渡り が、故国へもち帰ってしまう彼らを、ロッジは「渡り が、故国へもち帰ってしまう彼らを、ロッジは「渡り がの出稼ぎ性だった。稼いだ金をアメリカ社会に還元せ と呼んで非難した。彼は、現存する連邦法がこうし がいだ金をアメリカ社会に還元せ を、さらにロッジが糾弾したのは彼 という。

働市場での南・東欧系移民への排斥論と共に論じられて、さて、一方都市社会で起こる様ざまな移民問題も、労

排斥の論理として用いられたのである。

は、前章で触れたアイルランド人への排斥はその典型的な前例であり、彼らの民族社会で起きた貧困や犯罪、ののないであると、都市での定住率が高い南・東欧系移民との烙印を押されたのである。同じような非難は一八九との烙印を押されたのである。同じような非難は一八九との烙印を押されたのである。同じような非難は一八九との烙印を押されたのである。同じような非難は一八九との烙印を押されたのである。同じような非難は一八九との烙印を押されたのである。同じような非難は一八九の特になると、都市での定住率が高い南・東欧系移民に向けられ、そしてこのとき民族の優劣を説く流行の社で問題視された。

社会進化論については、移民問題との係わりでこれまでに多くが論じられてきたので、ここではあえて言及しでに多くが論じられてきたので、ここではあえて言及しずにある。しかしながら、それは科学的にその信憑性理論である。しかしながら、それは科学的にその信憑性理論である。しかしながら、それは科学的にその信憑性が実証されないままに母国イギリスで生まれた遺伝学の固題の解決と理想社会の創造を可能にする学問として、また社会進化論を補強する学説として、アメリカで歓迎また社会進化論を補強する学説として、アメリカで歓迎また社会進化論を補強する学説として、アメリカで歓迎された。

わずらう人々は全てそのように生まれたとされ、このこ優生学の影響下では、貧困や犯罪を誘発し、精神病を

である。

である。

のは、禁酒運動が盛んだったアメリカでは親の飲酒癖とれた。また、移民間で問題となっていた精神病に関しされた。また、移民間で問題となっていた精神病に関しされた。また、移民間で問題となっていた精神病に関しされた。また、移民間で問題となっていた精神病に関しるが、共変運動が盛んだったアメリカでは親の飲酒癖とえば、禁酒運動が盛んだったアメリカでは親の飲酒癖ととは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは移民のもつ民族性と結び付けられて論じられた。例とは、

入ってきた南・東欧系移民が、アメリカ社会の秩序を乱くってきた南・東欧系移民が、アメリカ社会の秩序を乱民の占める割合が三八パーセントから五一パーセントに展の占める割合が三八パーセントから五一パーセントに展の占める割合が三八パーセントから五一パーセントに関えた事実を挙げた。ロッジは、八〇年代に数を増して、イタリアズで起きたマフィア・リンチ事件に言及して、イタリアズで起きたマフィア・リンチ事件に言及して、イタリアズで起きたマフィア・リンチ事件に言及して、イタリアスで起きたマフィア・リンチ事件に言及して、イタリアスで起きたマフィア・リンチ事件に言及して、イタリアスで起きたマフィア・リンチ事件に言及して、イタリアスで起きたで論じた。彼は一八九〇年代に増加した南・東欧系移民にロッジは、一八八〇年代に増加した南・東欧系移民にロッジは、一八八〇年代に増加した南・東欧系移民にロッジは、一八八〇年代に増加した南・東欧系移民に

社会体制に適応できないと訴えたのである。彼らが劣等な民族性を有し、アメリカのもつワスプ的なし、同社会に貧困の増加をもたらしたと断言したうえで、

二四三人を選び、彼らの民族的な背景と、アメリカの言 としてどれだけ有能かを決定づけるものだ。このことは 文、"The Distribution Of Ability In The United States 会的な問題を起こすという観点から、ロッジは移民問題 常套的に、且つ執拗なまでに用いたことからも伺える。 を制してきた民族とはロッジにとってはアングロ・サク ゆっくりと成長し、蓄積されたもので、その民族が人民 は、「(民族性は)何世紀にもわたる労苦と闘争のなかで であると理解した。さらに民族性の優劣についてロッジ きたい。彼は、それを個々の民族がもつ固有な思考体系 で彼は、人名事典から国内の各種分野で成功した一四 を同化の問題として把握した。一八九一年に発表した論 のなかで称えるときに「英語を話す人々」という表現を ソンであり、このことは彼がアメリカ史上の人物を自著 実が証明している。」と説明した。優れているが故に他 歴史上である民族が興隆し、他が没落してきたという事 ここで、ロッジが意味した民族性について確認してお アメリカ社会に適合しない民族性をもつ移民たちが社

ヘンリー・カボット・ロッジの民族観

語や生活様式をとり入れる彼らの文化的な同化能力の状語や生活様式をとり入れる彼らの文化的な同化能力の状語や生活様式をとり入れる彼らの文化的な同化能力の状語がである。 になった人々だ。」と結んだ。つまりロッジは同化力人となった人々だ。」と結んだ。つまりロッジは同化力人となった人々だ。」と結んだ。つまりロッジは同化大力となった人々だ。」と結んだ。つまりロッジは同化民族性をもっているか、否かにあると判断したのである。 民族性をもっているか、否かにあると判断したのである。 民族性をもっているか、否かにあると判断したのである。 と流りな同化能力の相違を積極的に指摘するようになって が容易な民族ほどアメリカで成功すると理解し、その要 ににいるか、否かにあると判断したのである。 とれ以後、彼は南・東欧系移民と北・西欧系移民の、国に といった。

> めたのである。 交婚では、劣等な方の特性が優勢となる」という説に求 交婚では、劣等な方の特性が優勢となる」という説に求 の社会心理学者ギュスターヴ・ル・ボンの「異民族間の 南・東欧系民族との混血を危ぶみ、その根拠をフランス

このようにロッジは優生学を南・東欧系移民の文化的、

及び生物学的な劣等性を理論づける論拠としていた。及び生物学的な劣等性を理論づける論拠としていた優生学を動物界の理論として受定する根拠となっていた優生学を動物界の理論として受定する根拠となっていた優生学を動物界の理論として決定する根拠となっていた優生学を動物界の理論としていた。ところでこうした民族優劣論による移民排斥の風潮のという。

動の輪を広げていったのである。

・大で排斥論者たちは新聞紙上で、着々と反移民運り、一方で排斥論者たちは新聞紙上で、また労働集会やり、一方で排斥論者たちは新聞紙上で、また労働集会や

会の報告で移民規制に傾く下院へ、識字テスト条項を提八九一年、その前々年に出されたフォード移民調査委員を大幅に削減する目的で彼らの高い文盲率に着目し、一る民族の特定に求めたロッジは、南・東欧系移民の入国国の発展を、賃金労働者の保護に、また国民を形成す

- 18 "The Political Issues Of 1892", Forum XII, 1891, p. 100 Restriction, pp. 27-28, pp. 32-34; Henry C. Lodge
- <u>19</u> 『愛知県立大学外国語学部紀要』第二号、一九六七年一二 野村達朗、「移民労働者の流入とアメリカ労働運動」、
- 09; Henry C. Lodge, "A Million Immigrants A Year", Cen migration", North American Review, CLII, 1891, pp. 608 tury Illustrated Monthly Magazine Vol. 67, 1904, p. 468
- (인) Mark H. Haller, Eugenics : Hereditarian Attitudes In 1963), pp. 18-36. 社会進化論の影響下にあったアメリカ 社会では移民が社会の下層に置かれる状況を、自由競争 American Thought, (New Jersey: Rutgers Univ. Press
- (2) ibid., p. 43, pp. 47-50. 結婚規制は、一八九六年のコ ネチカット州での成立をはじめとして、一九〇三年にカ つづく。断種法は○七年にインディアナ州で制定された。 ンザス州、〇四年のニュージャージー州、オハイオ州と
- (영) Lynch Law, p. 605
- 737-739. tury Illustrated Monthly Magazine, XLVI, 1893, pp
- Lodge, Biography, pp. 142-43

ヘンリー・カボット・ロッジの民族観

- のなかでの劣者の敗退として受け止める傾向にあった。 月、一八五~八九ページ。 Henry C. Lodge, "The Census And Immigration", Cen Henry C. Lodge, "Lynch Law And Unrestricted Im
 - Houghton, Mifflin And Co., 1892), pp. 138-68. りりではロ ited States" in Histrical And Political Essays, (New York 化には言及せず、北・西欧系諸民族を調査対象とした。 系移民については単に数字を以って示すのみで彼らの同 ッジは数的に少なく、アメリカ滞在年数の短い南・東欧

(2) Henry C. Lodge, "Distribution Of Ability In The Un

Books For Libraries Press, 1915), p. 269. を参照。

icanism" in The Democracy Of The Constitution, (New York: を指摘した。詳しくは、"The Origin Of Certain Amer

イタリア語七万五千、スペイン語の二万語と彼はその差

サクソンの文化的に高い成熟度をロッジは、英語の語数 の豊富さに求めて論じている。英語の二六万語に対して

(Boston: Houghton, Mifflin And Co., 1884). アングロ・

1895); "Alexander Hamilton" in Studies In History,

York: Books For Libraries Press, 1969); "George Washington" in Hero Tales, (New York: The Century Co

Fighting Frigate And Other Essays And Addresses, (New Of Massachusetts", "Some Impressions Of Russia" in A

Henry C. Lodge, "Daniel Webster", "Three Governors

- 1894; Ances. Immi., p. 116. Million Immi, p. 467; New York Times, Mar. 17
- Ances. Immi., pp. 186-87, p. 195
- 30 2nd Session, p. 2954 U. S. Congressional Record, (Feb. 19), 51st Congress

四 識字テスト条項の論議

してきた。 代わりに間接的な表現を使って、差別的な移民法を制定などは例外として、多くの場合は直接的な名称を用いるて規制、禁止するときには、一八八二年の中国人排斥法アメリカは、ある民族や国民の入国を法の制定によっ

正案のなかに加えられて議会へ提出された。テスト案は、一八九六年に再びロッジによって移民法改一八九一年には法案内容の審議過程で除去された識字

国規制のために連邦法に転用しようとしたのである。 国規制のために連邦法に転用しようとしたのである。 大ユーセッツ州では一八五七年に文盲率の高いアイルランド人の選挙権を奪う目的で、識字テスト条項がすでに デューセッツ州では一八五七年に文盲率の高いアイルランド人の選挙権を奪う目的で、識字テスト条項がすでに ところでマサースの選挙権を奪う目的で、一次ででは四〇〜五〇パーセント、「カリアとロシアは四〇〜五〇パーセンルのでででででででででしていた。ところでマサービが、ロッジは国別による移民間の文盲率の状況を、

ないと訴えた。
て、南・東欧系移民の入国を大幅に削減しなければならうム化に拍車をかけて貧困の温床となっていると説明しまた彼らが北東部の都市に集中的に入り込み、都市のスまた彼らが北東部の都市に集中的に入り込み、都市のスールののがの説明した。彼は、同移民集団が労働界に低賃金化面から説明した。彼は、同移民集団が労働界に低賃金化

らの異質な民族性を非難した。 民族性に話をすすめてロッジは、アメリカの独立以来、 民族性に話をすすめてロッジは、アメリカの独立以来、 民族性に話をすすめてロッジは、アメリカの異質な民族が国の発展に寄与したことを称え、そし と説明を加えた。その一方でアングロ・サクソン に同根の大々と説明を加えた。その一方でアングロ・サクソン に同根の大々と説明を加えた。その一方でアングロ・サクソン とは民族的に同根 にの人々と説明を加えた。その一方でアングロ・サクソン とは民族的に同根 にの異質な民族性を非難した。

そして彼は識字テストの実施で文盲者の多い南・東欧である。 そして彼は識字テストの実施で文盲者の多い南・東欧である。

経済不況の最中の一八九七年に識字テスト条項を含ん

その意義を、

上院での演説でロッジは識字テスト条項の提案理由と

南・東欧系移民による労働、及び同化の側

だ移民法案は上、下両院で可決された。テストの内容は 次のようなものだった。「一六歳以上の身体的に支障の れた合衆国憲法の条文を読み書きできて)養護能力のある 国できない。しかし(読み書きできて)養護能力のある 二一歳以上の者の父母、または祖父母は、読み書きでき こっ歳以上の者の父母、または祖父母は、読み書きできる。 国できる。」

民にも起こった事で、非難された移民の子孫が現在では高と判断して拒否権を行使したのである。彼は、アメリカが移民の健全な心身と旺盛な労働意欲によって発展してきた事実に触れ、入国の規制を受ける人々はこうしたできた事実に触れ、入国の規制を受ける人々はこうしたできた事実に触れ、入国の規制を受ける人々はこうしたである。彼は、労働条件の悪化の原因とされる過剰が働の問題が国全体に共通する事象ではなく、一部の都等働の問題も解決されると理解したのである。彼は、アメリ別の内容をもち、アメリカの移民受け入れの国策に反すると判断して拒否権を行使したのである。彼は、アメリ別の内容をもち、アメリカの移民受け入れの国策に反すると判断して拒否権を行使したのである。彼は、アメリ別の内容をもち、アメリカの移民受け入れの国策に反すると判断して拒否権を行使したのである。彼は、アメリカが移民の問題が関係を表した。

良きアメリカ市民となっていると反論した。

主張し、テスト条項の意義を否定した。の有無と市民としての質には相関関係がないことを彼はする、国家にとって危険な分子がいると述べ、識字能力り、読み書きできる者のなかにこそ移民を争議へと扇動働争議の際に問題となっていた過激な抗議行動を例にとるしてクリーヴランドは文盲の是非について、当時労

このようにクリーヴランドは、都市の労働問題に対するロッジの見解を国全体の尺度を用いて一蹴し、不況時の非難に転嫁するロッジの考えに反対した。そして大統の非難に転嫁するロッジの考えに反対した。そして大統の非難に転嫁するロッジの考えに反対した。そして大統の非難に転嫁するロッジの考えに反対した。そして大統の非難に転嫁するにのがとも指したのである。クリーヴランドのテスト条項に反対する姿勢の基底には、特定の民族集団を排除するための「手段」として用いられる識字テストがアメリカの移民政策の「伝統」に反するとの認済があったのである。このとき拒否権の認否をはかる票があったのである。このとき拒否権の認否をはかる票があったのである。このとき拒否権の認否をはかる票があったのである。このとき担否権の認否をはかる票があったのである。このとき担否権の認否をはかる票があったのである。このとき担当に対した。そして対し、都市の労働問題に対するのためテスト条項は廃案となった。

試みられる度に一条項として何度も議会へ提出された。 まろうとする意向が強く、テスト条項は移民法の改正が られた。上、下両院では「好ましくない」移民をとり締 で十分な支持を得られなかったために議決の際に削除さ しかし当条項は一八九九年、一九〇三年と〇七年に下院 その後もテスト条項はロッジによって立法化がすすめ テスト案抜きの移民法が制定されていった。(36)

ぶ膨大な報告書を議会に提出した。 民に関する実態調査を行い、一九一一年に四一巻にも及 色が濃い人員構成となった。ローズベルトとは親友の間 れる。それは一九〇七年に、移民の精ちな調査を目的と 彼らは一〇〇万ドルもの巨額な予算を用いて国内外で移 柄であるロッジもメンバーの一人として選ばれ、彼を含 ローズベルト大統領が当たり、全体として移民への排斥 ある。委員の人選には個人的に移民制限の意向をもつ 移民法改正の柱となる重大な報告を行うことになるので めて上院と下院、そして民間から総計九人が選出され、 した移民調査委員会の設立である。当委員会は、 しかしテスト条項を支持する者たちにとって好機が訪 以後の

た者はロッジを含めた少数派だった。ところが調査終 同委員会では当初、識字テストによる移民制限を提唱

> 困難な民族の入国を拒んで、明らかに南・東欧系移民の 者の入国規制を求め、さらにはアメリカ社会への同化 会の報告書のなかに移民制限の一方法として明記される 流入を制限する見解を表明したのである。 け止めて、とくに非熟練で出稼ぎを目的とした移民労働 のである。 了時に同テスト案は九名中八名に支持されて、 同委員会は労働市場での失業状況を深刻に受 調査委員

あり、 このとき法案は大統領タフトの拒否を受けるのである。 課題と述べ、移民調査委員会やテスト条項を支持する者 供給を旨くはかる移民労働の分配策の実施こそが重要な には同省の労働状況についての見解が示されていた。 て移民の入国に関して全権を担うようになり、その手紙 を議会へ送った。同省は一九〇三年から大蔵省に代わ 官ネーゲルから送られてきたテスト条項に反対する手紙 場を示し、彼の拒否声明の主旨として、通商・労働省長 彼は、テスト条項が国の移民政策の理念に反するとの立 院を通過し、当条項には消極的だった下院でも成立した。 含んだ移民法案は翌年の一九一二年に議会へ提出され上 ネーゲルは国内には労働力の不足に悩んでいる地域が 移民調査委員会の調査結果が出て、識字テスト条項を 部の都市の過剰労働への対処と併せて、需要と

たちが主張する過剰な移民の労働力という認識を誤りとたちが主張する過剰な移民の労働力という認識を誤りとたちが主張する過剰な移民の労働力という認識を誤りとたちが主張する過剰な移民の労働に触れてネーゲルは、帰国する移民をむしろ歓迎して次のように述べた。「多くの移民たちが稼いだ後に帰国するのは事実であり、…彼の移民たちが稼いだ後に帰国するのは事実であり、…彼の移民たちが稼いだ後に帰国するのは事実であり、…彼ののなかにはこの国に適応できずに帰っていく者たちもらのなかにはこの国に適応できずに帰っていく者たちもらのなかにはこの国に適応できずに帰っていく者たちもらのなかにはこの国に適応できずに帰っていく者たちもらのなかにはこの国に適応できずに帰っていく者たちもいる。(しかし)こうした人々の帰国は却って我々の重荷を減らしてくれる。」ここでもテスト条項の賛・否両荷を減らした。

見と見、自らの英知で拒否したというなら、それについ長い年月と経験でつくり上げたもの(テスト条項)を偏質の歴史に触れた後、移民監理の経験が浅い通商・労働項の歴史に触れた後、移民監理の経験が浅い通商・労働項の歴史に触れた後、移民監理の経験が浅い通商・労働で、移民監理の経験が浅い通商・労働をが、のような皮肉を含んだる。

もつ性格の特異性だったといえるだろう。 表現は当時の知識人の特徴というより、むしろロッジのすると私の方が正しいことになる。」この種の比喩的なであり、若輩者が知的により優れているという論理かららば)不幸にも通商・労働省長官は私より一歳ほど年上て私は何もいうことはない。しかし(その道理に従うな

このときロッジは拒否権を覆すために、テスト条項の外の移民法案の内容に言及した。法案には精神障害者や外の移民法案の内容に言及した。法案には精神障害者やがこのまま通ると、こうした有益な法案事項までもが無効になってしまうと他の議員たちに法案支持を呼びかけがとられたが、下院では僅かな票の不足でテスト条項のがとられたが、下院では僅かな票の不足でテスト条項以がとられたが、下院では僅かな票の不足でテスト条項以がとられたが、下院では僅かな票の不足でテスト条項以成立は阻止されたのである。

ヴランドの拒否権を審議したときを除けば、支持が不支というのも、テスト条項に関する上院での採否はクリーの議場に於ける言行はこれ以後ほとんど見られなくなる。議で挫折したテスト案について、上院議員であるロッジ

スト案の正否を論じる議論自体が行われなくなったのでスト案の正否を論じる議論自体が行われなくなったので成立を望む議員が大多数を占めたのであり、院内ではテ否権に対する無効票決では七二対一八、とテスト条項の持を常に大きく上回っており、例えば前回のタフトの拒

の支持票の獲得となった。と、それを乗り越えるのに必要な下院での三分の二以上と、それを乗り越えるのに必要な下院での三分の二以上テスト条項の支持者にとって唯一の難関は大統領の拒否ト条項の決議では一七九対五二と、支持票が圧倒した。さて、一方の下院でも移民調査委員会の報告後のテスさて、一方の下院でも移民調査委員会の報告後のテス

て、ロッジの移民規制の考えと対比してみる。 も形容した。ここで、その意味するところを明らかにしりカの移民受け入れ政策の性格を選択的(selective)とりっルソンはその拒否声明のなかで、「伝統」的なアメウィルソンはその拒否声明のなかで、「伝統」的なアメウィルソンはその拒否声明のなかで、「伝統」的なアメテスト条項はウィルソンの施政時の一九一四年と一六

そこでは移民「個人」の資質が問われて、入国採否の振病患者、そして無政府主義者などがその対象とされた。定め、例えば貧民、犯罪者、精神に疾患をもつ者、伝染従来の移民法では入国できない者を国益に反する者と

反するとウィルソンは解釈したのである。法案であり、アメリカの伝統的な移民政策の「精神」に項は教育の有無を問い、特定の民族の除外を目的としたり分けが行われたのである。これとは対照的にテスト条

成立を拒んだのである。 クリーヴランドやタフトも同様な見地からテスト条項のな危険思想と映ったのである。過去に拒否権を行使した「集団」として排除しようとする試みが、非アメリカ的者たちがある民族を、移民としての適性を度外視して他の目には、ロッジをはじめとするテスト条項の支持

民法の一条項として加わることとなったのである。でも無効採決を受け、識字テスト条項は一九一七年に移し、彼の二度目の拒否は上院ではいうまでもなく、下院によってかろうじてテスト条項を廃案に導びいた。しか一九一五年、ウィルソンの一度目の拒否は下院の票決

註

- (云) Cong. Rec., (Feb. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3314; Million Immi., p. 469.
- あった。例えば入国税の増額である。しかし彼がこの案ロッジがこの法案を提出するに当たって他にも選択肢が32) Comg. Rec., (Mar. 16), 54th 1st Ses., pp. 2817-20.

に入国税を払えずに上陸できない者のあることを懸念しに入国税を払えずに上陸できない者のあることを懸念しを最終的に採用しなかった理由は、北・西欧系移民の中

- (\(\partial\)) Cong. Rec., (Ja. 17), 55th 2nd Ses., pp. 688-89.
- (34) Edith Abott, Immigration: Select Documents and Case Records, (Chicago: The Univ. of Chicago Press, 1924), pp. 198-201. 本書には移民関係の委員会の報告書や議会での声明文などが収められている。
- (36) Cong. Rec., (Mar. 3), 59th 2nd, Ses., p. 3644, p. 4579; (Aug. 7), 62nd 2nd Ses., p. 10412; (Feb. 18), 選出が行われ、そのために移民票の勢力が大きい地域の選出が行われ、そのために移民票の勢力が大きい地域の実には慎重になったと思われる。
- 国の割り当て制、人頭税や所持金の増額などを、提唱し64th 1st Ses.,p. 3057; (Feb. 4), 64th 2nd Ses., p. 2455, cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3318; (Ja. 29), cong. Rec., (Ja. 20), cong. Re

浄化を主眼とする、いわばエリート的な対応だった。 浄化を主眼とする、いわばエリート的な対応だった。 浄化を主眼とする、いわばエリート的な対応だった。 浄化を主眼とする、いわばエリート的な対応だった。

- 8) Cong. Rec., (Feb. 18), 62nd 3rd Ses., pp. 3315-18; (Feb. 19), 62nd 3rd Ses.,pp. 3411-29.
- (A) Cong. Rec., (Ja. 30), 62nd 3rd Ses., p. 2461
- (Feb. 17), 62nd 3rd Ses., pp. 3268-69; *Immi. Select Doc.*, pp. 211-13.
- (41) Cong. Rec., (Feb. 18), 62nd 3rd. Ses., p. 3315. ロッジ 会を決して曲げず、つむじ曲りで、意見が合わないと蔑んだような目で人を見下す」態度で、「自分のもつ社会的、教育的、歴史的な背景をもとに」して反対意見を攻撃したという。詳しくは、William C. Widenor, Henry Cabot Lodge and the Search for an American Foreign Policy, (Berkeley: Univ. of California Press, 1980), p. 3; R. P. Blackmur, Henry Adams, (New York: Harcourt Brace Jovanovich, 1980), p. 164. を参照。
- (욱) Cong., Rec., (Feb. 18), 62nd 3rd Ses., pp. 3315-16 (Feb. 19), 61st 3rd Ses. p. 3429.
- (4) Cong. Rec., (Feb. 18), 62nd 3rd Ses., p. 3317
- (4) Cong. Rec., (Dec. 18), 62nd 3rd Ses., p. 864.
-) Cong. Rec., (Ja. 28), 63rd 3rd Ses., pp. 2281-82.

ヘンリー・カボット・ロッジの民族観

46 Ses., p. 2628. この時ロッジが上院での決議に際して言っ 員たちはテスト案不支持にまわり、 事情を反映した。また、選挙区に多くの移民を抱える議 訴える議員たちもいて、移民労働の功罪はセクションの その一方では開発途上の西部地方に於ける労働力不足を ぶ論議が展開された。テスト案支持の議員からニュー 排除しない最良のものである。」と、従来の考えを繰り返 議論と調査の末に好ましくない者を排し、好ましい者を この法案中の識字テスト条項は制限の一つの方法であり、 た言葉は少なく、「…無知は誰にとっても得とはならない 1), 64th 2nd Ses., p. 2457.を参照。(Feb. 5), 64th 2nd *Rec.*, (Feb. 4), 64th 1st Ses., pp. 3036-40, p. 3077; (Feb の僅差で拒否権は承認された。詳細については、Cong ヨーク市など大都会での大量な失業者の存在が指摘され、 一九一五年の下院の拒否権無効審議では五時間半に及 結局二六一対一三六

参照。 参照。 参照。 参照。 参照。 参照の内容は「一六才以上の移民の母、娘、祖母は読語を読めなくてはならず、その移民の母、娘、祖母は読品を読めなくてはならず、その移民の母、娘、祖母は読この時の内容は「一六才以上の者は三○~四○語の日常テスト条項の内容はそれまでに度重なる改正を受け、

る。議場、及び国民意識に参戦への決意が強まっていく第一次大戦への参戦問題が大きな影響を与えたと思われー九一七年に、拒否権が無効採決を受けた理由として、

に影響したと思われる。 含まれており、こうした外的な要因もテスト条項の成立てきたアジア地域からの移民を大々的に排除する条項が民法案には、二〇世紀に入って議会でいく度か論じられメリカ的」と見なす排外思想が広まる。またこの時の移中、愛国心は高まり、それと共に外国的な要素を「非ア

五 むすびにかえて

いたのである。

一八五〇年に生れ、そして移民法制定の歴史の上では
の生涯には絶えず移民問題が社会問題の一角を占めて
に対する排斥運動は、彼の幼少時に起こったノーナッシ
に対する排斥運動は、彼の幼少時に起こったノーナッシ
を民史という一面から見ると非常に象徴的である。移民
大きな区切りとなる一九二四年に没したロッジの生涯は、

産業界を中心として質的に大きく変化していくなかで捉との末になって、移民の流入による地域社会の変質に危いの末になって、移民の流入による地域社会の変質に危いのでいった。ただ、他のこの種の都市と異なったボスロッジの生まれ育ったボストンは代表的な移民都市に

という保守的で短絡的な行動をとったのである。 リチャード・ホフスタッターの表現をかりれば、旧家の 思影響から国を守るという社会救済の使命を負った。移 思がいとしての自分たちの地位の回復を試みた。 に、入国可能な移民をワスプ的伝統の保持に求め、同時にワスプ的シンボルとしての自分たちの地位の回復を試みた。 では、 がらは、 での規制に当たって彼らは、 その理由をニューイングラ という保守的で短絡的な行動をとったのである。 という保守的で短絡的な行動をとったのである。

らを非難する言辞で説明しつくされる傾向にあった。となった。というでは、異なった民族的背景をもつ移民たちによって根底でま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこま現を積極的に目指さなければならなかった。しかしこまでを表が社会の構成員として諸種領域に、その民族的な民族の不十分な政策下で助長された。アメリカの産業界国家の不十分な政策下で助長された。アメリカの産業界国家の不十分な政策下で助長された。アメリカの産業界国家の不十分な政策下で助長された。

ればならなかったのである。 に起こると考えられる各種問題に、 らされてしまった。本来、 東欧系移民は、しかし、旧労働者や主要労組の敵意にさ で働く移民を歓迎する国家の方針の下で入ってきた南 りも入国した膨大な移民の数から明らかである。低賃金 働を求める西部、中西部の議員たちの証言、そして何よ ことはクリーヴランドやネーゲルの書簡、または移民労 例外だったが、本稿が対象とした世紀転換時期の全般に かす存在となった。ところで、移民誘致は経済不況時 わたりアメリカの国策として実施されたのである。この 企業家に呼び寄せられ、結果として旧労働者の生存を脅 労働問題にしても、南・ 国は労働移民の増加で労働界 東欧系移民は労組と対立する 現実的に対処しなけ

かのような風潮をつくり出してしまった。問題が、南・東欧系移民の存在そのものによって生じるえば、国の「移民軽視」の姿勢によって起こる様ざまな保護するという国としての政策の不在、もっと端的にい移民の異質性を理解し、外国人労働者としての彼らを

る、「対症療法」だった。テスト条項は、そもそも南・した、現象面だけを問題として即効的に解決しようとすーロッジの南・東欧系移民への対応はまさに移民を軽視

ヘンリー・カボット・ロッジの民族観

一五七 (五三九)

東欧系移民の入国を阻止する手段として考案された案件 トの効果そのものを重視した。 であり、 ロッジも移民の文盲を非難するというよりテス

その後に制定された「国別の割り当て制」による移民法 挫折したのである。テスト条項を否認した大統領たちは、 当テスト案件ではそうした移民受け入れ政策への伝統的 らに「機会」を与えることを信条としてきたアメリカは た。母国で諸権利を得られなかった人々を受け入れ、彼 りはっきりするのである。 に対して危惧をもち、そして拒否権を行使した意味がよ の内容を見れば、三人の大統領たちがテスト条項の成立 の国が歩んでいく将来に不安をもったのであり、実際、 な「精神」を維持することに於いて大きな試練を受け、 われた初等教育の欠如は、すなわち「機会」の欠如だっ 一旦その「精神」に反する法が成立して実施されたとき テスト条項を字句どうりに解釈したときに、そこで問

えにもとずく民族差別だった。「精神」をもたないロッ 行為だった反面、それは大量な移民の流入によってアメ ジのテスト案支持は移民政策の「伝統」に挑む挑発的な な動機を含み、それはまた、特権階級の人間の偏狭な考 ロッジの南・東欧系移民への対応は多分に自己防衛的

> な活動として、支持されたのである。 つまり「ワスプ的な国家形態」を維持するための効果的 リカ社会が大きく変質していくなかで、他の「伝統」、

五八 (五四〇)

註

(4) Age of Reform, pp. 131-72